

## 人間ドック利用補助金の請求について（お知らせ）

当健康保険組合では、平成29年4月1日現在35歳以上（昭和57年4月1日以前生まれ）の被保険者・被扶養者を対象として短期人間ドック（1泊2日ドック・日帰りドック・兵庫県2時間ドック）を実施し、健診費用を負担する事業主又は被保険者に、健診費用の一部を補助しています。

その際、人間ドックを実施している健診機関で受診することが必要であり、人間ドックを実施していない医療機関で、人間ドックと同一の検査項目について検査を受けても、人間ドック利用の補助の対象になりませんので、ご了承ください。